



令和 3年10月 1日  
市民総務部財政課

## 特例監理技術者の配置について

令和2年に施行された建設業法の改正により、特例監理技術者を専任で配置した場合、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事と兼務できるようになった。規制の合理化と、入札参加機会の拡大のため、本市でも特例監理技術者の配置に対応できるよう、制度変更することとなった。

### 1. 適用対象工事

本市において、原則全ての一般競争入札の工事に適用する。ただし、以下の条件の1つ以上該当する場合は特例監理技術者の配置が認められない。

- 1 予定価格が1億5千万円以上（税込）の工事（施工中の工事の場合、適用時点の請負額が1億5千万円（税込）以上）
- 2 プロポーザルを適用した工事
- 3 配置する工事等が維持管理業務同士であるとき。
- 4 兼務する工事の場所が宮城県塩竈市、宮城郡、黒川郡、多賀城市、富谷市、仙台市の市町村内以外であるとき。
- 5 兼務する工事が同時に2件を超えるとき。（1件目または2件目の発注者と受注者が同じで、かつ工事の一体性が認められる案件の場合を除く。）

この制度変更については、令和3年10月1日以降に公告する入札案件より適用する。

なお、本制度については水道部発注案件についても同様に実施する。

### 2. 配置が認められる場合

本市工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の①から④の要件を全て満たさなければならない。

- ① 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技



術検定種目と同じであること。

- ③ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、1件目または2件目の発注者と受注者が同じで、かつ工事の一体性が認められる案件の場合を除く。)
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、宮城県塩竈市、宮城郡、黒川郡、多賀城市、富谷市、仙台市の市町村内で施工される工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 維持管理業務同士は兼務できない。  
※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等
- ⑩ 配置技術者の追加専任を必要としないもの。
- ⑪ 塩竈市発注工事のうち、入札公告日の過去1年以内に、次のいずれの条件にも該当しない者
  - イ 65点未満の工事成績評定を通知されたとき。
  - ロ 検査員から完成検査において不合格とされ、工事請負契約書に基づいて修補指示を受けたとき。
  - ハ 品質管理、安全管理に関し、塩竈市長から指名停止を受けたとき。
  - ニ 自らの起因により工期を大幅に遅延させ、総括監督員から書面により、指示された期日までに工事を完成できなかったとき。

### 3. 申請方法

特例監理技術者の配置を予定している入札者は、入札申請の際に、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」と「配置技術者届出書(特例監理技術者配置用)」を入札申請書とともに袋とじにして提出する。総合評価落札方式において、特例監理技術者は監理技術者として評価し、監理技術者補佐の評価は行わない。

また、配置技術者届出書においては、特例監理技術者の監理技術者資格者証等の写しのみでなく、監理技術者補佐の資格を確認できる資料を添付し入札申請書とともに袋とじにする。

なお、総合評価落札方式の入札において、特例監理技術者は監理技術者として評価し、監理技術者補佐の評価は行わない。